

議案第73号

財産を無償で貸し付けること（（元）皆生温泉公園）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	米子市皆生温泉三丁目1814番2	100平方メートル

2 相手方

米子市皆生温泉三丁目2番7

特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブ

3 貸付期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4 理 由

特定非営利活動法人皆生ライフセービングクラブは、事故防止のための海岸等の監視、指導、救助活動及び水の安全に関する普及活動など公共的な活動を積極的に行っており、

その資材保管場所として無償で貸し付けようとするものである。